

平成 2 7 年 7 月
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 7 年 7 月 2 2 日 開 催

会 議 録

開催日時	平成27年7月22日（水）	午後2時	開会		
		午後3時23分	閉会		
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 金谷 和文、委員 中島 智子 委員 滝山 義之、教育長 小池 語朗			
	事 務 局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 学校教育部長 田澤 清一 学校教育部次長 金子 圭一 学校教育部次長 片岡 晃恵 学校教育部次長 富山 剛 適正配置担当課長 佐瀬 英行 教職員担当課長 林上 敦裕 </td> <td style="width: 50%;"> 社会教育部長 高橋 いづみ 社会教育部次長 森山 素子 文化ホール担当課長 石原 充浩 </td> </tr> </table>		学校教育部長 田澤 清一 学校教育部次長 金子 圭一 学校教育部次長 片岡 晃恵 学校教育部次長 富山 剛 適正配置担当課長 佐瀬 英行 教職員担当課長 林上 敦裕	社会教育部長 高橋 いづみ 社会教育部次長 森山 素子 文化ホール担当課長 石原 充浩
	学校教育部長 田澤 清一 学校教育部次長 金子 圭一 学校教育部次長 片岡 晃恵 学校教育部次長 富山 剛 適正配置担当課長 佐瀬 英行 教職員担当課長 林上 敦裕	社会教育部長 高橋 いづみ 社会教育部次長 森山 素子 文化ホール担当課長 石原 充浩			
事 務 局 員	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏 同 阿部 由里夏				
傍 聴 者	1人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想（素案）に対する意見提出手続の実施について ・報告第1号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 （1）平成27年第2回定例市議会の報告について （2）平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について （3）旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について 6 その他 7 閉会				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成27年7月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、金谷委員、滝山委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成27年5月定例教育委員会会議（平成27年5月28日開催）及び平成27年6月定例教育委員会会議（平成27年6月11日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、平成27年5月定例教育委員会会議及び平成27年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成27年5月定例教育委員会会議及び平成27年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>報告第2号「旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
富山学校教育部長	<p>議案第1号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第1号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>本件につきましては、現在、旭川市立神居東中学校の給食は旭川市立神居中学校共同調理場が調理しておりますが、旭川市立神居中学校において、平成27年8月から平成28年2月中旬まで給水設備改修工事を行う予定</p>

委員 長
各委員 長
各委員 長

富山学校教育部長

であり、その期間、給食の配送ができなくなることから、平成27年2学期から、旭川市立神居東中学校の給食は旭川市立青雲小学校共同調理場が調理することとし、関係規定を整備するものでございます。

これに伴い、別表(1)小学校に附置する学校給食共同調理場に新たに旭川市立青雲小学校共同調理場を位置付けるとともに、別表(2)中学校に附置する学校給食共同調理場から旭川市立神居中学校共同調理場を削るものでございます。

議案第1号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第1号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第2号「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想(素案)に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。

議案第2号「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想(素案)に対する意見提出手続の実施について」、説明します。

本件につきましては、3月27日開催の教育委員会会議で報告いたしました、旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会報告書を踏まえて作成した基本構想(素案)について、8月3日から9月3日までの間、市民意見を募集しようとするものでございます。今後、提出された意見を踏まえ、基本構想の最終案を10月の教育委員会会議に諮りたいと考えております。

それでは、概要版に沿って説明をさせていただきます。まず、基本構想につきましては、昨年7月に設置いたしました、学識経験者や公募による市民等で構成いたします旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会報告書を踏まえて作成したものであり、「1 はじめに」につきましては、本市を取り巻く社会情勢の変化や、学校給食施設の老朽化や狭あいの解消に適切に対応し、児童生徒にとってより良い学校給食が提供できるシステムを構築していく上での基本的な方針を示したものでございます。

次に、「2 旭川市の学校給食施設の現状と課題」につきましては、本市の学校給食施設は49施設で構成されており、その施設の約半数が築30年以上を経過し、設備や機器、壁や床が劣化する等、老朽化が進むとともに、中学校の完全給食化による単独調理方式から親子調理方式への変更に伴う食数の増加や、校区内の人口増加により、狭あいな学校給食施設が発生しております。こうした中で、従来、学校給食施設は、校舎の改築に併せて整備を行っておりますが、現状は市の厳しい財政事情等から校舎の改築が予定通りに進まないため、学校給食施設の改築も進まず、課題としては、老朽化や狭あいによる衛生環境の確保が懸念されるところでございます。

こうした課題を踏まえて、次の「3 現状の分析」につきましては、本市の学校給食施設の現状分析について、旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会で設定した8項目について、各調理方式におけるメリット、デメリットを分析しております。分析のまとめといたしましては、単独調理方式の場合、校舎内に学校給食施設があることで、児童生徒が日常的に調理作業を目にすることや食に関する関心を高めることができる環境にあることから、3つの提供方式を比較して、より良い方式ではありますが、老朽化が進むとともに狭あいであり、その施設数も多く管理が困難で、学校給食施設の改築が校舎の改築に左右され、本市の財

政状況からも改築には期間を要し課題が多いこととございます。また親子調理方式の場合も、単独調理方式と本質的に同様の課題があることとございます。共同調理方式の場合は、単独・親子調理方式より、多くの食数を提供するため、事故発生時は被害が大きくなるおそれがありますが、複数の献立作成や、動線の工夫等により、リスクを分散することが可能となります。また、校舎とは切り離して早期に学校給食施設を整備することで、衛生環境の改善や学校給食を運営する上での効率性が図られ、食育を推進する観点でも、共同調理所にコミュニティや食育の推進を図る機能を整備することで、単独調理方式に劣らない施設となるのではないかとということをもとめております。

こうした現状分析に基づいて、「4 学校給食提供システムの在り方」につきましては、学校給食施設整備や学校給食の提供方法に関して、6つの考え方を示しております。

(1) 基本構想の基本的考え方では、今後の学校給食施設整備は校舎の改築整備とは切り離し、ドライシステムが整備されている学校給食施設を併用しながら共同調理方式を基本として施設整備を進めていくこととしております。

(2) 基本構想における期間の考え方では、計画期間につきましては、旭川市立小・中学校適正配置計画と整合を図り、平成41年度までと定め、現在、改築計画を進めている東旭川学校給食共同調理所の完成以降に、一定期間の検証を経た上で、平成31年度から2か所目を整備し、平成34年度に見直しをする中間年度を設定していくこととしております。

(3) 学校給食施設整備の方針では、(1) 基本構想の基本的な考え方に基づき、学校給食施設整備の方向性につきましては、2つ示しております。第1に、共同調理方式を基本として学校給食施設整備を進め、第2に、単独調理方式の利点を可能な限り取り込んでいくこととしており、これを踏まえて、目指すべき学校給食施設整備の方針について8項目示しております。

第1に、建設等に係るコストの軽減、配送業務や施設管理の効率化を目指すこと。第2に、各地区の特色を活かした機能を持たせること。第3に、地域で採れる食材を活かした独自献立を作成し、地産地消の促進を図ること。第4に、東旭川学校給食共同調理所の改築整備をモデルとしていくこと。第5に、地域コミュニティ機能を十分に発揮させるために、地域の連携を強化するためのコーディネート機能を持つ組織体制とすること。第6に、アレルギー食に対応した専用調理施設の整備をすること。第7に、学校給食共同調理所の数や規模、配置は、各学校給食共同調理所ごとに建設計画を策定した上で計画を進めていくこと。第8に、ドライシステム導入校の給食施設は、本基本構想の計画が終了する平成41年度以降に、適宜、受配校に組み入れていくこととしております。

次に、(4) 各地区の建設計画では、新しい東旭川学校給食共同調理所を参考事例として、食数、配送の範囲等については、建設する地区の地域性を考慮して、その都度、各地区の学校給食共同調理所の建設計画を策定していくこととしております。

(5) 付加機能では、地産地消を推進する機能等8項目を例示しております。

(6) 各学校給食共同調理所建設のスケジュール等では、建設スケジュール、整備する順序、事業手法等についての考え方を示しております。

最後の「5 地区割の考え方」につきましては、(1) 学校給食共同調理所の配置と配送範囲では、①6か所程度の学校給食共同調理所を整備し、1施設当たり3,000食から5,000食の規模とすること。②6か所の地区割は、学校給食衛生管理基準で求めています「調理後2時間以内」に給食を提供することを考慮して、学校給食共同調理所から受配校への配

	<p>送距離は半径6キロメートル程度の円の範囲内とすること。③ドライシステム導入校は、本基本構想計画期間以降、当該校校舎の改築が予定された時点で受配校化を検討するという考え方を示しております。</p> <p>(2) 地区割案と食数では、地区ごとの食数内訳等について、考え方を一覧に示しております。なお、全市的な配置のイメージをしていただくため、参考までに地区割のイメージ図を18ページに記載しております。</p>
委員 長	<p>学校給食の在り方に関わっては、これまでも議論してきましたが、それを踏まえて、議案第2号「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想(素案)に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
中 島 委 員	<p>1か月間の意見募集期間で読んでいただくのは、この素案のみなのか、概要版のみなのか、それとも両方ですか。</p>
富山学校教育部長	<p>両方です。</p>
中 島 委 員	<p>読ませていただいた限り、素案も一読して分かるという長さではないですけれども、とても良くまとめられていて、各項目ごとに分かりやすい内容になっているなと感じました。一つだけどっちを言っているのかなという部分がありました。概要版に、食育には単独調理方式が良いというところで、コミュニティ機能を整備するという文面がありますが、そのコミュニティ機能とはどんなコミュニティ機能を想定しているのですか。地域コミュニティ、フードコミュニティと色々出てきますけれども、それを一括してコミュニティ機能と称しているのか、それともこのコミュニティ機能の別の部分を想定してのことなのかが少し分かりにくいなと思いました。</p> <p>また、例えばドライシステムなどの専門用語は、一般の方でも分かるように説明など載っていましたか。</p>
委員 長	<p>22ページの用語解説のところに載っていますね。</p>
中 島 委 員	<p>分かりました。コミュニティ機能とは、地域コミュニティやフードコミュニティも含むということでしょうか。</p>
富山学校教育部長	<p>現在、改築計画を進めております東旭川学校給食共同調理所は、1階に調理施設とアレルギー専用室を設けます。2階に児童生徒を主体にし、保護者や地域の人たちと交流することができるコミュニティ機能としてランチルームや調理実習室等を整備します。これを活用して、食育を推進することができる環境等を整備をしていくことで、食に関わる地域の人たちや生産者、農業関係者、食の団体関係者等と、例えば料理教室をする場合はその関係者が生徒や保護者と交流し、共に利用する施設として、総体的にフードコミュニティ機能を有する施設ということで、位置付けしております。</p>
中 島 委 員	<p>これからできるA地区、B地区もそういったものを想定して作っていくという考え方でいいですか。</p>
富山学校教育部長	<p>色々な付加機能を例示しておりますが、例えば東旭川学校給食共同調理所の付加機能はフードコミュニティ機能になり、他の場所は、地産地消を積極的に推進していく機能を持った学校給食施設や、あるいは観光に資する機能を有したり、建設する地区に特色のある機能を付加した学校給食施設を建設計画の中で検討していくこととしております。</p>
委員 長	<p>付加機能については特色を出すということで、ここに書かれている様々な機能を、ある視点から強調するような形になるかなと思います。本来は、単独調理方式が良いという押さえ方をした上で、基本的な考え方としては、活用可能な施設を併用しながら共同調理方式を基本として施設整備を進めていくという考え方です。</p>
教 育 長	<p>13ページの(4)各地区の建設計画は、これはこれで良いのかなと思いますけれども、先ほど18ページの学校給食共同調理所の配置と配送範囲のイメージに、例えば北地区や東地区とありますが、それとこのA、B、C、D、Eがどのように関わるのかということについてなかなか見えづら</p>

		<p>いすよね。だから、この図表は図表として生かすとしても、建設計画という意味で言えば、18ページのそれぞれの地区についてそれぞれ整備していく予定としている。一方で現状では、どれを先行するかということについては、まだはっきりしていないということですよ。したがって、仮にA, B, C, D, Eと置き、こういう図表を完成させることができますというような説明があった方が、北地区、東地区と、A地区、B地区との関わりや整合性が説明できると思います。文言や表現上の工夫をしてください。</p>
富山学校教育部長	委員長	分かりました。
		パブリックコメントを行うので、教育長からも御意見がありました。理解しやすいように作っていただきたいと思います。
富山学校教育部長		例えば、西地区をAに、南地区をBに置き換えるという表示はどうでしょうか。
教育長	学校教育部長	それだと、整備スケジュールとの関係がありませんか。
		13ページの建設計画と、15ページの整備スケジュールはリンクしているけれども、建設計画のA, B, C, D, Eを単純に当てはめると、スケジュールにそのまま当てはめているのかと読まれてしまいましたか。
教育長		設備整備順が、A, B, C, D, Eの順で読まれると困るので、そのところは未整理ということで、暫定的にA, B, C, D, Eと置いているというふうにはしておかないといけないと思います。
富山学校教育部長	委員長	分かりました。
各委員	委員長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員	委員長	ありません。
		それでは、議案第2号「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	委員長	異議ありません。
		「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。
		次に、報告第1号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告願います。
文化ホール担当課長		報告第1号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告します。
		本件につきましては、旭川市民文化会館運営審議会委員のうち、学識経験者として委嘱をしておりました、北海道新聞旭川支社長高田正基氏が同社を平成27年6月22日付けで退職され、退任届の提出がありましたことから、新たに旭川支社長に就任されました地田哲哉氏の委嘱について、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告いたします。
		なお、任期につきましては、6月の定例教育委員会会議において議決されました新委員と同じ、平成27年7月1日から平成29年6月30日までとしております。
委員	委員長	報告第1号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員	委員長	ありません。
		報告第1号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各委員	委員長	異議ありません。
		「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

片岡学校教育部長	<p>次に、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成27年6月1日付けから平成27年7月9日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第4号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p>
委員長	<p>内容といたしましては、臨時的任用職員の任用によるものでございまして、具体的な内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が15名となっております。</p>
各委員	<p>報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各委員	<p>報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p>
委員長	<p>「異議なし。」と認め、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p> <p>《 報告事項 》</p>
学校教育部長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「平成27年第2回定例会市議会の報告について」、報告願います。</p> <p>報告事項（1）「平成27年第2回定例会市議会の報告について」、報告します。</p> <p>質問及び答弁要旨という資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。平成27年第2回定例会市議会は、平成27年6月19日から7月3日までの通算15日間を会期として開催されました。</p> <p>これに先立ちまして、6月17日に経済文教常任委員会が開催されておりますけれども、市教委に対する質問はございませんでした。</p> <p>まず最初に、学校教育部関係で申し上げますと、6月19日に本会議直接質疑がございました。無所属の金谷議員から、議案第23号契約の締結に関して、（仮称）総合子ども・教育センター改修ほか工事について、築25年経過している旧常盤中学校校舎を、（仮称）総合子ども・教育センターとして活用し、それを改修して使う理由、耐用年数の観点から支障はないのかという質疑に対しまして、旧常盤中学校校舎については比較的新しい施設で、建設事業費の圧縮を図ることができると判断し、想定できる範囲で将来に渡り良好な教育環境を提供することが可能であると考えている旨を答弁しております。</p> <p>次に、一般質問が6月24日から6月26日までの3日間開催され、質問者16人中、学校教育部関係については4人の方から質問がございました。最初に、公明党の中野議員から、小中学校の洋式トイレ化に関して、整備状況と今後の取組についての質問に対しまして、トイレの洋式化を図ってきている中で、過去3年間の洋式便器の設置割合、予算措置等について答弁いたしました。今後、優先性を見極めながら予算の確保に努め、児童生徒が快適に学ぶことができる教育環境の整備を進めてまいりたい旨を答弁しております。</p> <p>次に、自民党・市民会議の安田議員から、東旭川学校給食共同調理所に関して、事業実施スケジュール、DB方式の事業手法、その設計金額、参</p>

加表明の企業はどのくらいあると見込んでいるのか、地元企業を十分に活用できるのかという内容の質問に対しまして、現在の東旭川学校給食共同調理所の老朽化が著しい中でDB方式を採用し、工期の短縮と経費の圧縮を期待し、スケジュールどおりに事業を進めてまいりたい旨を答弁しております。

次に、公明党の高花議員から、18歳選挙権の対応に関して、主権者教育にどのように取り組むのか見解を伺いたいという質問に対しましては、教育長から、小学校の社会科や中学校の公民の授業あるいは児童会や生徒会活動を通じた取組について触れながら、今後もこうした取組を創意工夫を持って行うことが重要であり、そうした中で、理解や関心・意欲を一層高めることが必要であるという認識を示し、選挙管理委員会とも連携した出前講座の実施を各学校に積極的に周知し、各種研修会を通じて働きかけてまいりたい旨を答弁しております。

次に、無所属の金谷議員から、学校教育に関する政策に関して、インクルーシブ教育の実現に関わる市の認識、市民団体から要望書が提出されているが、現状の課題は何か、その受止め方、インクルーシブ教育がなかなか進まない理由は何か、学校での意識改革の必要性をどのように考えているのか、特別支援教育補助指導員の配置状況と予算はどのようになっているのか、全市的なインクルーシブ教育をどのように展開していくのかという質問に対しまして、教育長から、特別支援教育補助指導員の配置は、教員の配置とともに学校の体制整備における重要な要素の一つであり、子どもたちに十分な指導や支援が行えるよう、まずは、学校教育基本計画の配置目標を達成して、併せて補助指導員の資質の向上に取り組んでまいりたい旨を答弁しております。また、今後の展開については、インクルーシブ教育が目指す、障害のある子どもと障害のない子どもが共に同じ場で学ぶことを追求しながらも、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた力を身に付けることができるよう、これまでの特別支援教育を更に充実させ、教育的ニーズに応じてまいりたい旨を答弁しております。

また、聖園中学校の閉校後に関して、地域との話合いや要望をどのように把握し、今後どのように対応していくのかという質問に対しまして、地域との話合いの内容について答弁し、10月上旬に、北海道教育委員会が開校準備事務室を設置する予定でございますので、その開校準備事務室と調整してまいりたい旨を答弁しております。

次に、大綱質疑が6月29日に開催され、質問者3人中、学校教育関係については1人から質疑がございました。日本共産党ののりや議員から、留守家庭児童会に関して、学校から放課後までの一貫した体制という点で課題がないかという質問に対しまして、今後も、学校、家庭、地域をはじめ、子育て支援部、社会教育部など関係部局とも、より一層連携を図ってまいりたい旨を答弁しております。

次に、社会教育部関係ですが、一般質問で2人の方から質問がございました。自民党・市民会議の上村議員から、市庁舎の建替えに関して、市民文化会館の建替えの必要性についての質問に対しまして、今後、市庁舎の建替えの検討内容が直接影響することも考えられますことから、検討状況を見据えながら、慎重に判断してまいりたい旨を答弁しております。

次に、公明党の室井議員から、中央図書館の開館時間に関して、その現状と、開館時間を1時間早めた場合と、30分早めた場合のそれぞれの予算増についての質問に対しましては、教育長から、社会教育施設は基本的には無休であるべきという考えを示し、図書館においても、月曜日の開館など、市民にとってより利用しやすい運営体制を検討しているところで、開館時間の見直しについても、この中で検討してまいりたい旨を答弁しております。

また、永山武四郎之像のメンテナンスに関して、新聞にも一部出ていま

したが、野外彫刻の現状、補修の状況と予算、常磐公園入口に建つ永山武四郎之像の状態をどのように捉えているか、腐食の原因は何かという質問に対しまして、これまで、危険性、緊急性の高い作品の補修を優先し、永山武四郎之像については、劣化の進み具合があまりにもひどいということで、補修費用の予算化について、補正予算を含めまして、関係部局と協議を進めてまいりたい旨を答弁しております。

次に、大綱質疑で1人から質疑がございました。公明党の中村議員から、平成27年度旭川市各会計補正予算に関して、文化芸術振興基金積立金について、その基金の設立目的、残高の推移、基金を活用した事業の検討等についての質疑に対しまして、旭川市文化芸術振興基本計画の次期計画の策定を予定している中で、検討懇話会を設置する予定であり、その中で、基金の具体的な使い道などについても検討を行うという考えを持ち、基金の使い道について一定の考え方を市として示すことが必要であるということから、基金の活用にあたっては、その効果が広く市民に及び、また、寄附者の方々が市の文化芸術の振興に役立ったと実感していただけるような事業の財源として活用することがふさわしいと考えているので、具体的なアイデアなども文化団体から募りながら、それを参考にし、市としての考えを示した上で、議論していただこうと考えている旨を答弁しております。

次に、補正予算等審査特別委員会が、6月29日から7月1日までの3日間開催され、質問者7人中、社会教育部関係については1人から質問がございました。公明党のもんま委員から、永山武四郎之像と文化芸術振興基金に関して、文化芸術振興条例においては、「市の責務」はどのように定められているのか、基金の目標額や期間などを想定していたのか、その基金を処分できるのか、永山武四郎之像の補修に基金を使うことは可能か、長年そのままの状態にしていたことについての認識、メンテナンスの経費、予算化の必要性、それに向けた意欲や決意、文化団体へのアンケート調査を行うとのことだが、その時期と内容、すぐにでも検討に入ることとか、使い方についての見解はという質問に対しまして、教育長から、基金の活用にあたっては、寄附者の気持ちとともに、継続性といったことも重要であり、社会教育部が所管するほぼ全ての事業に充当できるような基準が定められていることを踏まえて、基金を使うべきなのか、あるいは通常予算措置をすべきなのかについて、一定の考え方を整理していく必要があります。速やかに対応することが重要であるので、検討を進めてまいりたい旨を答弁しております。

以上で、平成27年第2回定例市議会の報告とさせていただきます。

委員長

報告事項(1)「平成27年第2回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

各委員

ありません。

委員長

それでは、報告事項(1)「平成27年第2回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、報告願います。

片岡学校教育部長

報告事項(2)「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、報告します。

本件につきましては、平成27年4月の定例教育委員会会議で決定しました実施方針に基づき、教育委員会各課において実施した点検・評価の結果を取りまとめております。学校教育基本計画につきましては、新たに設定しました4つの成果目標について、39の成果指標の達成状況により評価するとともに、基本施策について、評価指標や各施策事業の進捗状況などを踏まえて、成果や課題を把握しております。社会教育基本計画につきましては、これまで同様、主な取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価しております。なお、いずれの基本計画につきましても、今後の課題と

改善に向けた方向性を示しているところでもあります。

また、点検・評価を行うに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、今年度もお二人の学識経験者に意見提出を依頼しております。

学校教育につきましては、北海道教育大学旭川校の南部正人教授に、社会教育につきましては、旭川大学短期大学部の加藤満教授に、既に当報告書をお渡ししているところです。

この後、お二人から御意見をいただき、報告書案を作成いたしまして、8月の定例教育委員会会議において付議し、御審議いただきたいと考えております。また、御決定をいただいた後は、9月に開会されます第3回定例市議会への提出を予定しているところです。

委員長 報告事項(2)「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、報告事項(2)「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」、報告願います。

森山社会教育部次長 報告事項(3)「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」、報告します。

旭川市社会教育基本計画については、現在策定作業中の第8次総合計画を上位計画とし、総合計画に掲げられております、基本目標それに続く基本政策、施策との整合を図り策定作業を進めているところでもあります。計画の策定に当たりましては、5月15日に開催いたしました、平成27年度第1回旭川市社会教育委員会会議におきまして、計画案について諮問を行ったところであり、これまでのところ骨子案をお示しし、専門的な立場での御意見等をいただいているところでもあります。

骨子案でありますけれども、資料にありますとおり、2つの基本理念「市民が主体的に学び、その成果を地域に生かせる環境づくり」「地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む環境づくり」を掲げ、その達成に向けた5つの基本目標と、基本目標を達成するために社会教育行政が市民や地域などに関わり、どのような状況を目指したいのかという5つの成果目標と、成果目標を実現し基本目標を達成するための基本的な施策の方向を示した7つの基本施策で構成しております。

社会教育委員会会議では、この骨子案とともに、別紙のとおり「旭川市社会教育基本計画骨子(案)の項目設定の考え方」をお示ししながら説明をいたしましたけれども、社会教育委員の皆様からは、シニア世代の人材活用や、郷土資料の適切な保存、家庭教育への支援などについて意見をいただいたところでもあります。

これらの意見につきましては、具体的な内容でありましたので、この後、基本計画の具体的な段階となります主な取組、施策事業を検討する中で、各項目設定の際に反映させていきたいと考えております。

委員長 報告事項(3)「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。

中教審分科会議論の整理というのが出されていますが、これはこの後、早い時期にきちんとした形でまとめられるのでしょうか。

森山社会教育部次長 今回、この旭川市社会教育基本計画を策定するに当たりまして、参考といたしました議論の整理については、一旦まとめられた感じになります。ただ、更に様々な面からの検討は随時進んでいるようでありまして、現段階で国で整理されている考え方というのは、こちらが新しいものとなっています。

委員 長	最終的には、中教審分科会の審議でこの考え方が整理されたら、この言い方も変わってくるということですか。
森山社会教育部次長	そうです。分科会から中教審へということですか。
委員 長	そういう見通しの中で今の整理ということですね。
森山社会教育部次長	学校教育関連の審議会審議の方が、優先されているような状況でありまして、なかなかこの社会教育関連について、生涯学習に関しては少し学校教育に比べると、まだ議論が深まっていないというか、分科会のレベルにあるのかなと思います。
委員 長	緊急性みたいのがありますよね。
教育 長	基本目標の成果目標と基本施策は、リンクしているという理解でいいですか。
森山社会教育部次長	はい。
委員 長	13ページの横につながる線の整合性ということですよ。
教育 長	例えば基本目標3の「地域における学びの循環」は、初めて出てくる言葉ですよ。そういうことも考えて、新しい考え方が成立されているのかなと思いました。また、成果目標というのは、目標である限り達成度が問われますよね。そういうものに対して、どのような評価を今後しようとしているのかが、この文面からではなかなかよく見えてこないの、その辺はどのように考えていますか。
森山社会教育部次長	今まさに進めている段階です。
教育 長	もう少し様子を見て、今後検討するということですよ。
森山社会教育部次長	社会教育に関しては、なかなか成果や目標という数値で表しにくいかなと思います。そこは策定していく作業の中でも整理していきたいところではあります。
委員 長	13ページにあります骨子の主な取組は今後検討し、それから教育長が質問した、いわゆる評価に関わるのところも今後検討するという捉え方でいいですね。
教育 長	基本目標5でアイヌ文化についてのみしか書いていませんよね。これは、アイヌ文化がメインにくるだろうなというのはありますけれど、その他にも、例えば西神楽にある雨紛囃子など他の地域から、旭川に持ってきてそのまま根付いているというのの中にもありますよね。そういうことも、問題意識の中に入れておかないと、郷土文化イコールアイヌ文化ということで認識されると、誤解を受ける可能性もあるので少し考えておいてください。開村から120年経つとそれなりの郷土文化も出てきますし、あるいは120年前から、四国や東北から持ってきて旭川に根付いているものもありますよね。
森山社会教育部次長	今後検討します。
委員 長	成果目標5の中には「アイヌ文化や旭川ゆかりの文化財等の魅力」となっていますから、教育長から質問のあったことを視野に入れて、今後、誤解のないようにしてください。
中島委員	彫刻のまち旭川と言われているので、市議会の報告で出てきた永山武四郎之像も、いわゆる価値のある文化財として関わってくるのではないのでしょうか。彫刻などの整備や清掃を通して郷土愛というのにつながってくるのかなと思います。
社会教育部長	文化財の関係につきましては、また別に旭川市文化芸術振興基本計画を今回策定することになっています。財源がないとなかなか難しいですが、そこで詳しいことを計画していく予定でございます。
中島委員	旭川市社会教育基本計画とリンクするところもありますよね。
社会教育部長	はい。
委員 長	旭川市社会教育基本計画より非常に広い概念になりますね。
教育 長	そうですね。旭川市社会教育基本計画の中に何をどこまで盛り込むのかということがあります。今言ったように、彫刻などの個別の計画を全部含

森山社会教育部次長	めるのか、それとも、この計画を経てそれぞれ個別の計画に入っていくのかという体系の整理をしておいた方が分かりやすいですね。
教 育 長	基本目標 4 と基本目標 5 の部分が、主に文化芸術の記載になっておりまして、この 4 と 5 が、旭川市文化芸術振興基本計画の中で具体化されていきます。
社会教育部長	基本目標 4 に関して言えば、旭川市文化芸術振興基本計画や、彫刻の計画だとか、そういうものがぶらさがってくるというのがイメージできれば、中島委員が言ったようなことも、そちらはこちらで具体的にになっていますとすることができますよね。
委 員 長	皆様に分かりやすいように、体系などの記載をする構成にしていきたいと思えます。
各 委 員 長	線も横長になっていますけれども、例えばクロスするということも含めて検討してください。
各 委 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	ありません。
各 委 員 長	それでは、報告事項（3）「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
委 員 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
事務局職員	ありません。
委 員 長	ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。
	(傍聴者退席)
	《 秘 密 会 》
	【以下、非公開】